

神奈川県立光陵高等学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 本会は神奈川県立光陵高等学校PTAと称する。

第2条 本会の会員は、この学校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わるもの及び教職員とする。

第3条 本会の事務所は神奈川県立光陵高等学校内におく。

第2章 目的・方針

第4条 本会の目的は次のとおりとする。

1. 生徒の福祉を増進する。
2. 家庭と学校との関係を緊密にして、学校の教育目的達成のために協力する。
3. 学校の教育的環境の整備をはかる。
4. 会員相互の親睦修養をはかる。

第5条 本会は教育を本旨とする民主的団体であって、他のいかなる団体または機関の支配や干渉を受けるものではなく、また営利的・宗教的・政治的活動をするものではない。

第3章 会 計

第6条 本会の経費は入会金・会費・臨時会費・寄付金その他の収入によってまかなう。

第7条 会員は、別に定める会計細則により会費等を納付する。

2. 会計細則の改廃は、総会の承認を必要とする。
3. 臨時会費については、総会の承認を得て徴収する。

第8条 本会の予算の決定と決算の承認は、総会において行う。

第9条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第4章 役員・常任委員・顧問

第10条 本会に次の役員をおく。役員は会員のうちから選ぶ。

会長 1名 副会長 2名 会計 1名 書記 1名

役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長の仕事を代行する。
3. 会計は金銭の出納及びその記録にあたる。
4. 書記は総会及び実行委員会の議事を記録し、会の仕事を処理する。

第12条 本会に常任委員若干名をおく。常任委員は実行委員会に出席し、本会運営上の重要事項を審議決定する。その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第13条 会長が必要と認めた場合は、実行委員会にはかって顧問をおくことができる。

第5章 会計監査

第14条 この会の会計を監査するために2名の会計監査委員をおく。その任期は1年とし、再任を妨げない。

第6章 実行委員会

第15条 実行委員会は本会の役員、常任委員、学校代表者によって構成される。会長は本委員会の委員長をかねる。

第16条 委員長は各学期一回定期に、その他必要に応じ実行委員会を招集する。

第17条 実行委員会の任務は次のとおりとする。

1. 年度の事業計画及び予算を立案する。
2. 総会に提出する報告書を作成する。
3. 必要ある場合には、特別委員会を設ける。
4. その他一般会務を処理する。

第7章 総 会

第18条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第19条 定期総会は、年2回開催する。ただし、1回は書面総会とすることができる。

1. 本会の事業報告、決算報告、会計監査報告、新年度事業計画及び予算の審議・承認を行う。
2. 新年度の役員及び会計監査の承認を行う。
3. その他必要な事項について審議する。

第20条 臨時総会は、必要に応じ、随時会長が招集する。

第21条 総会は、委任状を含めて会員の5分の1以上で成立する。

また、議案の成立は、出席者の過半数の同意を必要とする。

書面総会の成立及び議案の成立については総会に準ずる。

第8章 役員、会計監査委員及び常任委員の選出

第22条 役員及び会計監査委員の選出は次のとおり行われる。

1. 会員は学年または学級ごとに役員候補者指名委員若干名を選出する。
2. 役員候補者指名委員会は役員と会計監査委員を選考し、その結果を総会に報告し承認を求める。

第23条 常任委員は会長が役員会の承認を得て委嘱する。

付 則

第1条 本会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第2条 本会則の運営にあたって、必要ある時は実行委員会にはかつて細則、内規を定めることができる。

第3条 本会則は昭和42年4月28日より実施する。

(平成22年12月 6日一部改正)

会計細則

第1項 会則第7条に基づき、会計細則を定める。

第2項 本校生徒の保護者は、次に定める会費等を納入するものとする。

- | | | | |
|-----|----------|-----|----------------|
| (1) | P T A入会金 | 入会時 | 1,000 円 |
| (2) | P T A会費 | 月額 | 250 円 (一世帯あたり) |
| (3) | 特別教育振興費 | 入会時 | 5,000 円 |
| (4) | 教育振興費 | 月額 | 550 円 |
| (5) | 図書費 | 月額 | 200 円 |

ただし、兄弟が光陵高校に在籍し、既にP T A会員である場合は、P T A入会金は免除する。また、P T A会費について、弟妹が光陵高校に在籍する場合は、P T A会費を免除する。

第3項 本校の教職員は、次に定める会費を納入するものとする。

- | | | | |
|-----|---------|----|-------|
| (1) | P T A会費 | 月額 | 250 円 |
|-----|---------|----|-------|

第4項 本細則の改廃は、会則第7条2項の定めるところによる。

付 則 本細則は、平成28年5月27日より実施する。

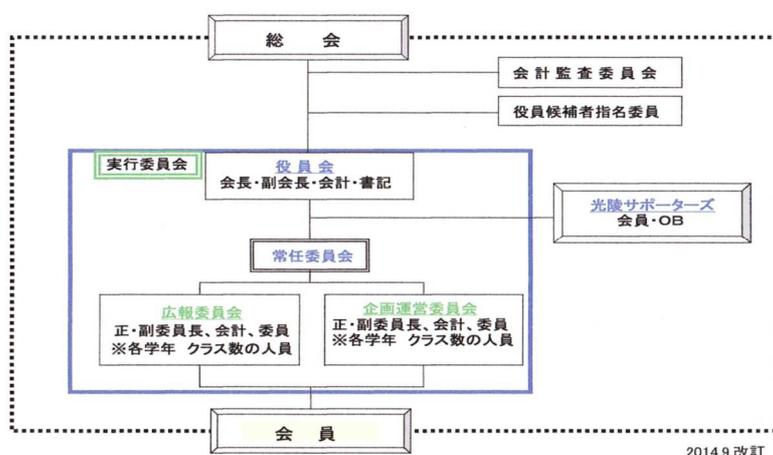
細 則

1. 常任委員は原則として各クラスから2名選出され、各委員会に所属する。
 ただしクラスにより人数の過不足が出た場合は、他のクラスで人員調整してもよいこととする。
 - イ. 企画運営委員会 クラス数の人員
 - ロ. 広報委員会 クラス数の人員
2. 役員候補者指名委員会は、次のとおり構成され、正・副委員長をおく。
 - イ. 企画運営・広報の各委員会より各3名、本部役員より若干名、教職員より1名を選出する。
 - ロ. 委員会より選出される各3名は各学年1名とする。

(平成11年 4月28日一部改正)

(平成17年 4月28日一部改正)

(平成26年 9月 2日一部改正)



神奈川県立光陵高等学校PTA慶弔内規

1. 神奈川県立光陵高等学校PTAは、正会員・生徒等において、慶弔・見舞・餞別を必要とする場合の内規を定める。
2. 正会員並びに生徒の慶弔・見舞・餞別の基準を次のとおり定める。
 - (1) 正会員またはその近親者が死亡した場合、会長または代理者が次の規定により会葬し、弔意を表す。
 - ア. 父母の場合 花輪と香典 (5,000円)
 - イ. 生徒 花輪と香典 (5,000円)
 - ウ. 教職員
 - (ア) 本人 花輪と香典 (5,000円)
 - (イ) 配偶者 香典 (5,000円)
 - (ウ) 父母と子供 香典 (5,000円)
 - (2) 生徒並びに教職員が事故・災害等を受けた場合、その内容を検討し、見舞金を贈る。
3. PTA活動中の事故等特別の場合は、役員会で協議のうえ決めるものとする。
4. この内規は実行委員会で定め、また変更することができる。

平成28年1月12日一部改正